○法務省告示第六百三十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年十二月十八日

法務大臣　岩城　光英

氏　名　クリストファー・スミール

生年月日　千九百五十一年八月十七日

○法務省告示第六百三十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国イリノイ州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年十二月十八日

法務大臣　岩城　光英

氏　名　ブライアン・エドワード・キャスター

生年月日　千九百八十三年六月二十九日

○外務省告示第四百三十八号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十七年第四百十五号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号及び第一九八九号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十七年十一月十二日、二十五日及び三十日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第一三三三号8（c）、第一三九〇号2（a）、第一九八八号1（a）及び第一九八九号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十七年十二月十八日

外務大臣　岸田　文雄

別表の208.、349.および351.を次のように改正する。また、別表の721.を追加する。

（別表）

一. 次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

208. 削除

349. 削除

351. 削除

二. 次のとおり追加する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

721. エムラー・エルドアン（別名：(a)イムラーン・アル・クルディ(b)イムラーン(c)イムラン(d)イムラン・イブン・ハッサン(e)サラハッディン・エル・クルディ(f)サラハッディン・アル・クディ(g)サラハッディン・アル・クルディ(h)サーラフ・アルディン(i)スレイマン(j)イスマトゥッラー(k)イスマトゥッラー(l)イスマトゥッラー・アル・クルディ）

EMRAH ERDOGAN (a.k.a.: (a)Imraan Al-Kurdy (b)Imraan (c)Imran (d)Imran ibn Hassan (e) Salahaddin El Kurdy (f)Salahaddin Al Kudy (g)Salahaddin Al-Kurdy (h)Salah Aldin (i) Sulaiman (j)Ismatollah (k)Ismatullah (l)Ismatullah Al Kurdy)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1988年２月２日

出生地：Karliova, Turkey

国籍：ドイツ

旅券番号：不明

ＩＤ番号：ドイツＢＰＡ　Ｃ７００ＲＫＬ８Ｒ４（2010年２月18日発行、2016年２月17日失効）

住所：Werl prison, Germany（2015年５月以降）

国連制裁委員会による指定日：2015年11月30日

その他の情報：パキスタンの北ワジリスタン地方において、アル・カーイダ（166. に指定した団体）(2010年―2011年）と、また、ソマリアにおいて、ハラカト・アル・シャバーブ・アル・ムジャーヒディーン（アル・シャバーブ）(2011年―2012年）と提携した、元外国人テロ戦闘員。2014年にドイツ、フランクフルト高等地方裁判所にて、懲役７年の有罪判決を受けた。目の色および髪の色は茶、がっしりとした体格で、体重は92kg、身長は176cm、背中の右側に母斑がある。母親の氏名はEmine Erdoganで、父親の氏名はSait Erdogan。

○外務省告示第四百三十九号

国際連合安全保障理事会決議第一二三七号の決定に基づき、同理事会決議第一五三二号1に定められた措置が終了したことを受け、外務省告示平成十六年第五百三十九号、同年第六百二十五号、平成十七年第三百二十号、同年第千百八十二号、平成十九年第十七号、平成二十年第五十号、同年第三百八十四号、同年第六百六十八号、平成二十一年第五十七号、同年第三百七十二号、平成二十四年第二十九号、同年第三百十一号、同年第三百六十三号、同年第三百八十一号、平成二十六年第四十三号及び平成二十七年第百五十九号を、平成二十七年十二月十八日限り、廃止する。

平成二十七年十二月十八日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第三百九十六号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十八日

財務大臣　麻生　太郎

第一号中ハを削り、ニをハとし、ホからツまでをニからソまでとする。

○財務省告示第三百九十七号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十八日

財務大臣　麻生　太郎

第一号中ヘを削り、トをくとし、チからナまでをトからネまでとする。

第二号中ホを削り、ヘをホとし、トからネまでをヘからツまでとする。

第三号中ハを削り、ニをハとし、ホからレまでをニからタまでとする。